

雇用維持・継続のための人事交流・人材派遣支援について

令和2年5月
富山県商工労働部労働政策課

富山県では、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、雇用の維持・継続が難しくなっている事業主から、雇用が安定している、あるいは人手不足の状態となっている事業主へ人材を一時的に出向・交流・派遣等させ、雇用の維持・継続を図る取組みを支援します。

【雇用の維持・継続が難しくなっている事業主の皆様へ】

- ・ 出向、人事交流等させたい人材に係る情報を富山県人材活躍推進センターへご提供ください。
- ・ 人手不足等により新たに人材が必要となっている企業等からの受け入れたい人材に係る情報をご提供します。
- ・ 人材融通に係る各種相談に富山県人材活躍推進センター（社会保険労務士）が対応します。

【雇用が安定している、あるいは人手不足の状態となっている事業主の皆様へ】

- ・ 人材不足等により新たに受け入れたい人材に係る情報を富山県人材活躍推進センターへご提供ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、雇用の維持・継続が難しくなっている企業等からの出向、人事交流等させたい人材に係る情報をご提供します。
- ・ 人材融通に係る各種相談に富山県人材活躍推進センター（社会保険労務士）が対応します。
- ・ 人材融通が成立し人材を新たに受け入れた場合、奨励金を支給します（10万円/件）（詳細調整中）。

【対象者】

- ・ 富山県内に事業所を有する企業（農業法人、社会福祉法人など会社法に規定する法人以外の法人を含む。ただし、国及び地方公共団体が運営・出資する法人を除く。）及び個人事業主

【対象となる取組み】

- ・ 事業主間で一時的に人材を出向・交流・派遣等させることで、雇用の維持・継続を図るような取組み

（想定されるパターン）

- ① 在籍企業に籍を残したまま、受入企業に出向等（在籍出向）を行う場合
- ② 在籍企業に籍を残したまま、勤務日数を減らし、減らした日数を受入企業で勤務（人事交流等）する場合
- ③ 在籍企業の雇用契約を解除すると同時に、新たに受入企業と雇用契約を締結し、業績回復後には再び元在籍企業に戻る取り決めを行う場合

【支援内容】

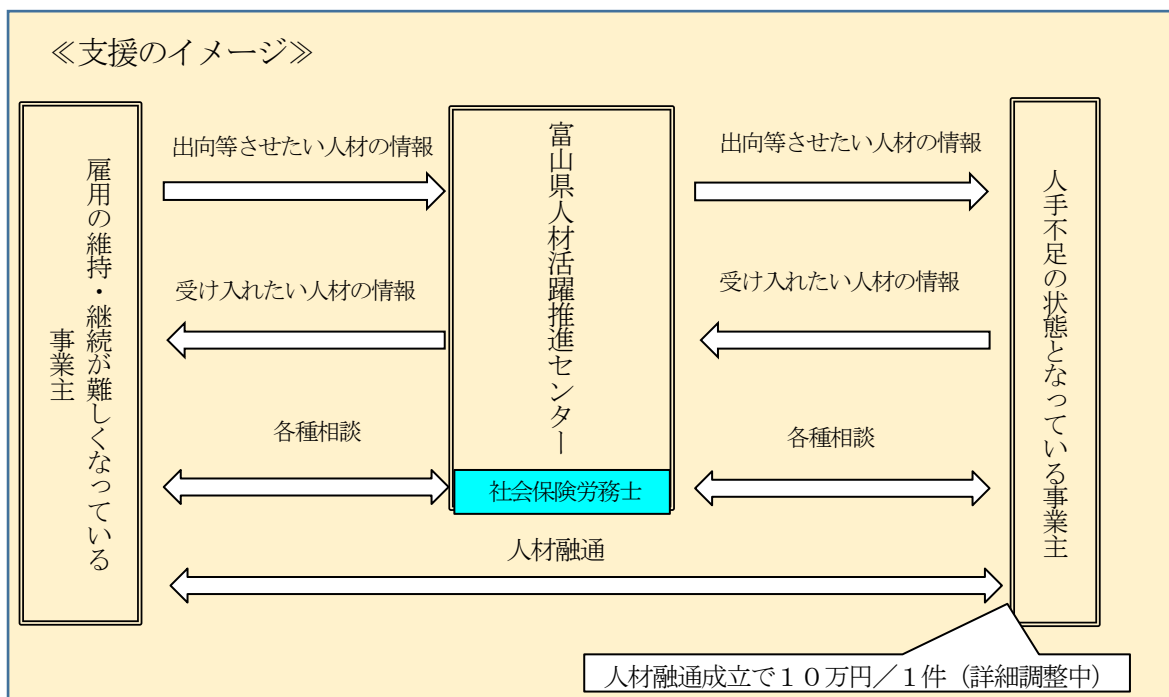
①人材に係る情報の収集・提供

雇用の維持・継続が難しくなっている事業主からの出向等させたい人材に係る情報、人手不足の状態となっている事業主からの受け入れたい人材に係る情報を収集し、情報提供します。

②人材融通に係る各種相談（社会保険労務士対応）

富山県人材活躍推進センターに社会保険労務士を配置し、一時的な人材融通を行う上で発生する皆様の各種問題の相談にお答えします。

③事業主間で人材融通が成立した場合、受入企業に奨励金を支給（10万円/件）（詳細調整中）



【支援内容・制度に関する問合せ先】

・富山県 商工労働部 労働政策課 雇用推進班 TEL：076-444-8897
(平日 9:00 ~ 17:00 (12:00~13:00除く))

【出向等させたい人材、受け入れたい人材に関する問合せ先】

・富山県人材活躍推進センター
TEL：076-411-9169
(平日 9:00 ~ 17:00 (12:00~13:00除く))